

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』

海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金（いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。）の融資を受けることができます。

対象となる方

- 1 経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の（１）～（３）の全てを満たす方
 - （１） 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。
 - （２） 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。
 - （３） 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当する方
 - ① 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすることが必要な方
 - ② 原材料の供給事情により、海外進出をすることが必要な方
 - ③ 労働力不足により、海外進出をすることが必要な方
 - ④ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすることが必要な方
- 2 海外における経済の構造的変化等に適応するために次の（１）及び（２）の全てを満たす方
 - （１） 海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部又は一部を廃止することを含む）することが、経営上必要であること
 - （２） 本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること

支援内容

■ 貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

【日本公庫（国民生活事業）】7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■ 貸付利率

基準利率。ただし、対象となる方1に該当する場合であって、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する（中小企業事業における特別利率の適用は4億円を上限とする。）。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除（中小企業事業）

※上限金利3%（中小企業事業）

・海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等の要件を満たす場合、特別利率②（基準利率-0.65%）。

・クール・ジャパンの推進に資する事業（国等が関与するもの）であって、（１）海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等

の要件を満たす場合は特別利率③(基準利率-0.9%)、(2)海外直接投資を除く海外展開事業の場合は、特別利率①(基準利率-0.4%)。

- ・新たに海外展開事業(海外直接投資を除く。)を行う方(海外展開後5年以内の方を含む。)については、特別利率①(基準利率-0.4%)。

■ 貸付期間

設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)7年以内(うち据置期間2年以内)

■ その他

貸付資金について、円以外にドルによる貸付も可能です(中小企業事業)。

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1961